

「九州歯科大学真鶴キャンパス電力供給(単価契約)」一般競争入札に係る質問に対する回答

令和5年11月28日回答

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 1 | 入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。 | 入札書の日付は、入札書の提出日を記入してください。 |
| 2 | 入札書と内訳書は割印の必要がございませんか。必要な場合、割印の方法にご指示はございますでしょうか | 割印は不要です。 |
| 3 | 積算内訳書の各計算過程における端数処理についてご指定はございますでしょうか。 | 指定はありません。 落札(受注)者様の任意とします。 |
| 4 | 「力量調整については基本料金に含めるものとする。」と記載がございますが、力率調整とは力率割引・割増と理解し、「力率割引」を考慮して算出するということよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 5 | 現在の供給者を教えていただけますでしょうか。 | 九州電力株式会社です。 |
| 6 | 供給開始時に契約電力変更はございませんでしょうか。 | 変更ありません。 |
| 7 | 契約期間中に建替や建築。トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。 | 電力の契約に影響するような工事の予定はありません。 |
| 8 | 弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書については廃止し、完全電子化へ移行しました。お客さまにはWEB上のシステムにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。 WEB上の『お客様ページ』にてご確認いただける請求書及び内訳書は、郵送されるものと同一なものとなります。 また、毎月の受電月報(30分データ)の提供は、WEBからのダウンロードのみとなります旨ご了承いただけますでしょうか。 | 質問のと通りの対応で、差し支えありません。 |
| 9 | 第4条(権利義務の譲渡等の禁止)下記文言の修正をお願いできますでしょうか。 ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。 | 質問の内容で問題ありませんが、契約書は、契約書(案)を基本とし、落札者様と協議の上、確定させていただきたいと思っております。 |

「九州歯科大学真鶴キャンパス電力供給(単価契約)」一般競争入札に係る質問に対する回答

令和5年11月28日回答

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--|---|
| 10 | <p>第7条(使用電力量の計算) 第9条(支払) 計量日は原則として毎月1日午前0時とし、と追記いただけますでしょうか。</p> <p>なお、記載では「発注者に通知しなければならない。」となっておりますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。</p> <p>文面：計量⇒検査⇒請求 実情：計量⇒請求・内訳送付 特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。(検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております。)</p> <p>また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますので、ご了承願います。 と同時にこの流れについて予めご承知おきいただきたく存じます。</p> | <p>質問の内容で問題ありませんが、契約書は、契約書(案)を基本とし、落札者様と協議の上、確定させていただきたいと思えます。</p> |
| 11 | <p>第9条(支払)4項 遅延利息について「年〇〇パーセント・・・」ではなく、『政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条2項参照の上』と条文を変更いただくことは可能でしょうか。</p> | <p>変更できません。</p> |
| 12 | <p>第16条(規定外の協議) この約款に定めのない事項については、九州地区のみなし小売電気事業者の定める標準供給条件によるほか、必要に応じて『受注者の電力需給約款を参照に』発注者と受注者とが協議して定める。 と修正願えますでしょうか。</p> | <p>落札(受注)者様の電力需給約款を確認して問題なければ、追記可能と考えます。契約書は、契約書(案)を基本とし、落札者様と協議の上、確定させていただきたいと思えます。</p> |
| 13 | <p>第〇条 違約金について、発注者の責に帰すべき事由による解約に対する違約金について記載がございませんので、条項の追加をお願いできますでしょうか。</p> | <p>第12条第2項において、「受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。」と規定しており、違約金の条項追加は不要と考えます。</p> |
| 14 | <p>契約に至った場合、今回のお見積りに適用しております現行の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。 ※契約書への追記もしくは契約書別紙や覚書によるご対応。</p> | <p>(質問者様の)覚書案を確認したところ、問題ありませんので、(質問者様との)覚書の締結は可能です。</p> |